

環境教育に関する取組について

平成24年4月12日
文部科学省

◎ 学校における環境教育の取組について

1. 学校教育における環境教育の位置付け

- ・ 環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、児童生徒が環境についての理解を深め、責任をもって環境を守るための行動がとれるようにすることが重要。
- ・ このため、学校教育においては、①社会科、理科、家庭科などの各教科等における環境に関する内容の充実を図るとともに、②「総合的な学習の時間」において、環境問題について、教科の枠を超えた横断的な学習を展開できるようにしている。

(主な取扱い例)

- ・ 環境に関する知識・理解……社会科、理科、家庭科などの教科、総合的な学習の時間
- ・ 環境に関する体験活動……総合的な学習の時間、特別活動など
- ・ 自然を大切にしようとする心情……道徳など

2. 具体的な取扱い例

生物多様性については、主に理科で児童生徒の発達の段階に応じ指導することとしている。

- ① 小学校6年の理科で、「生物と環境」について、生物は、水及び空気を通して周囲の環境とかかわって生きていること、生物の間には、食う食われるという関係があること。また、自然環境を大切にし、その保全に寄与ようとする態度を育成すること。
- ② 中学校理科の第2分野で、「自然環境の調査と環境保全」について、身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。その際、地球温暖化や外来種について触れること。
- ③ 高等学校の理科（生物）で、「生物の多様性と生態系」について、生物の多様性と生態系について観察、実験などを通じて探究し、生態系の成り立ちを理解させ、その保全の重要性について認識させること。

◎ 社会教育における環境教育の取組について

1. 社会教育における環境教育の位置付け

- ・豊かな環境を維持しつつ、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く国民全体で生物の多様性の保全等の環境の保全に取り組むことが重要。このため、学校、家庭、地域が連携し、子どもから大人まで一人一人が、環境に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結びつけられるような環境教育を推進することが重要。
- ・公民館等の社会教育施設においては、従来、環境教育を含む現代的な課題に取り組む学級講座等が行われてきたところ。

(参考)

学習内容別学級・講座数(平成20年度社会教育調査)

自然保護・環境問題・公害問題 730

資源・エネルギー問題 77 計807／140,100(約0. 6%)

2. 社会教育における生物多様性に関する環境教育の実践事例

◆H23 社会教育による地域の教育力強化プロジェクト

委託事業(財団法人大阪市博物館協会)

- ・都市部に住む消費者としての市民が、生物多様性の保全を中心とした環境倫理を確立するため、カフェや飲食店(食文化=生物多様性の恵み)において、提供される食材を題材に「食文化と多様性トーク」を開催。

◆A県B市公民館 「タイムリー講座 生物多様性ってなに?」

- ・NPOや大学関係者、民間企業の研究員等が講師となり、広く一般市民を対象に、以下のような講座や野外活動を実施。
 - ・「市民生活と生物多様性のかかわり」
 - ・「世界の生物多様性、日本の生物多様性」
 - ・「企業と生物多様性のかかわり」
 - ・「身近な生物多様性を考える(野外活動)」など 全10回

環境教育の実践普及

—持続可能な社会の構築・低炭素社会の実現を目指した環境教育の推進—

平成24年度予算額(案) 11,001千円(平成23年度予算額13,318千円)

背景

- 地球規模の環境問題の解決のため、持続可能な社会を構築、低炭素社会を実現するための取組の必要性から、学校における環境教育の重要性が高まっている。
- 国際的な動向
 - ・国連において「持続可能な開発のため教育の10年(ESD)」が決議され、世界各国で鋭意取組が進められている。
- 国内的な動向
 - ・教育基本法及び学校教育法に「環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定。
 - ・平成20年3月に小・中学校、平成21年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、環境教育の内容を充実。
 - ・平成23年6月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が成立し、体験学習に重点を置いた取組から、幅広い実践的人材づくりへと取組を発展させるため、具体的規定を充実。

学校教育における環境教育の推進

環境教育の実践普及

環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)への参加



- 米国の提唱する同プログラムへの参加(GLOBE協力校の指定等)

環境教育・環境学習指導者養成基礎講座



- 環境教育を担当する教員の資質能力の向上のための研修の実施
- 研修カリキュラム・教材の作成・配布

環境教育に関する実践発表会



- 全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換等を行う

環境省との連携・協力

豊かな体験活動推進事業

平成24年度予算額（案） 8,516百万円の内数
(平成23年度予算額 9,450百万円の内数)

- ・児童の豊かな人間性や社会性を育むためには、自然体験活動をはじめ様々な体験活動を行うことで、命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等の育成を図ること等が極めて重要である。
- ・また、一般的に宿泊を伴う体験活動においては3泊4日以上の体験日数を確保することが望ましく、これを宿泊体験の当面のモデル的な期間とすべきとされ、さらに、学校が所在する地域ごとの比較では、日常生活での実体験活動の不足については地域を問わず共通の課題となっている、との研究結果もでている。
- ・このため、小学校において実施する体験活動のうち、3泊4日以上の日数での自然の中での集団宿泊活動を支援することで、3泊4日以上の日数での活動を全国に普及させ、小学校における豊かな体験活動のより充実した展開を推進する。

1. 事業内容

（1）自然宿泊体験事業～子ども農山漁村交流プロジェクト～

216校（108地域各2校）

農林水産省、総務省と連携して実施する「子ども農山漁村交流プロジェクト」として、農林水産省が指定するモデル地域等において、3泊4日以上の宿泊体験を通じて自然体験活動等を行う小学校の取組に対する補助を行う。

活動の支援や成果の普及により、
体験活動のより充実した展開を推進

（2）体験活動推進協議会

108地域

各都道府県・指定都市・中核市において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について議論を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図る協議会を立ち上げる。

2. 補助事業者

都道府県・指定都市・中核市

また、間接補助事業として行う場合は市町村

3. 補助率

1／3

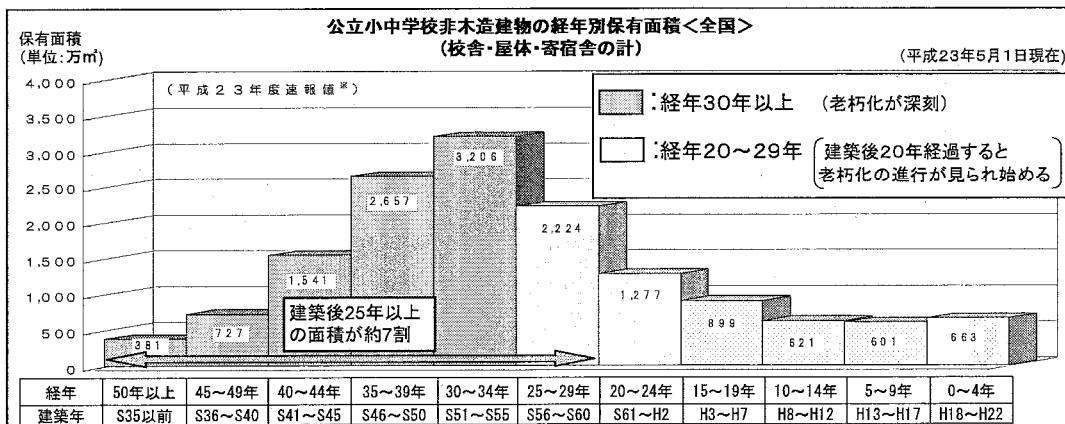
環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進

老朽化した学校施設等をエコスクールとして整備し、環境教育への活用や地域への発信拠点、地球温暖化対策への貢献、さらに防災拠点として活用を図る。[エコスクールの整備例：太陽光発電、窓や外壁等の断熱化、屋上緑化など]

■老朽施設の再生整備の推進

- 老朽化が進行している経年25年以上の建物の面積は全体の約70%

- 第2次ベビーブーム期に建設した学校施設の老朽化が進行しており、既存学校施設のエコスクール化が課題



■環境教育への活用や地域への発信拠点に

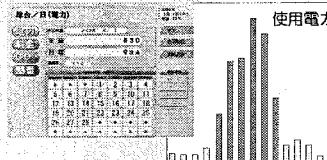
環境教育の推進(学校施設を教材として活用・省エネ等の効果を「見える化」)



窓・壁の断熱化の効果
の体感
(少しの暖房で暖かい)



体感したことを持ち生に活かす
(黒塗りペットボトルによるソーラー給湯器を自作し、これにより暖めたお湯を用いて掃除)



電気の使用量・代金等の見える化による省エネ活動の推進。家庭での省エネにもつながる



太陽光パネルの実物や発電モニターを利用して学習
(発電量、CO2削減量などの見える化)

学校から家庭、地域、社会への環境意識の普及・向上

子どもから親へ

学校で学んだことを子どもが親へ伝える

学校から地域へ



エコスクールの効果などの発表会等の開催



地元企業・NPOによる児童・地域住民向けの環境教育を実施

■地球温暖化対策への貢献

- 公立学校施設のCO₂排出量の現状

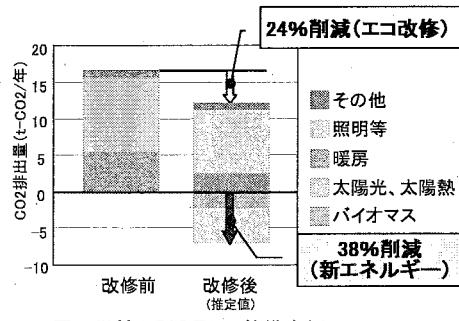
【全公立学校施設】2008年 約224万トン(1990年比 +6.7%)

【世田谷区】公共施設の総CO₂排出量のうち、学校教育施設が約38.4%(最多)

- 公共施設の約4割は学校施設

- 老朽施設を環境に配慮して改修すると、

1校あたり20~50%程度のCO₂削減が可能、さらに新エネルギーを導入すると大幅なCO₂削減となる。(右図参照)



翠小学校(愛媛県)の整備事例

■防災上の効果

- 太陽熱を利用した暖房設備

東日本大震災では直後から停電となり、時期的に気温の低い日が続いたが、太陽熱で暖めた空気を利用した暖房設備により、室温を一定に保つことができた※。(宮城県山元町立山下中学校)



【目標】

持続発展教育(ESD)を共通のテーマとし、日米間で教員の相互交流、意見交換、共同研究を行うことにより、日米の教育交流とESDの推進を図る。

【実施事業】

日米両国政府（文部科学省及び米国国務省）の共同提案により両国で資金を分担し平成21年度より開始。事業は、日米間の教育・文化・学術交流の推進を目的に両国が対等の立場で設置する国際機関である「日米教育委員会（フルブライト・ジャパン）」が実施。

訪問プログラム

- ・日米各24名の初等中等教育学校等の教員が公募により参加
- ・相手国を2週間訪問

相手国の文化・教育に関する講義、学校・ESD関連施設訪問、ホームステイ



合同会議

- ・日本人教員の渡米時及び米国人教員の渡日時の計2回、プログラムに参加する両国の教員48名が一堂に会し、ESDに関する講義、参加者の事例発表、ワークショップ、グループ討議等を行う合同会議を開催。



プログラム参加後

- ・それぞれの学校教育現場でESDカリキュラムの導入
 - ・ウェブサイトを通じた参加教員ネットワークの構築
 - ・日米の教員による共同のプロジェクトの実施
- 例)
- ・札幌市立大通高等学校とルイジアナ州立大学付属高校のビース・プロジェクト(2010年参加者)
 - ・茨城県立中等教育学校とフロリダ州ホームステッド・ミドルスクールの生徒のペンパル交流(2010年参加者)
 - ・省エネルギーに関するポスター作成と学校間での交換(2011年参加者)
 - ・日米エネルギー消費比較プロジェクト(2011年参加者)

日本/ユネスコパートナーシップ事業

平成24年度予算額(案): 83百万円
(平成23年度予算額: 85百万円)

目的

国内におけるユネスコ活動の普及促進を目的に実施。特に、我が国が提唱し、ユネスコが主導推進機関となっているESD(持続発展教育)の理解の促進と活動の充実を図る。

背景

<洞爺湖サミット>

(議長総括)

我々はまた、...持続可能な開発のための教育(ESD)といった環境問題に取り組むことの重要性を認識した。

(環境・気候変動(サミット文書))
持続可能な開発のための教育(ESD)の分野におけるユネスコ及びその他の機関への支援及び、大学を含む関連機関間の知のネットワークを通じて、ESDを促進する。

<骨太の方針2008>

低炭素社会や持続可能な社会について教え、学ぶ仕組みを取り入れる。

<教育振興基本計画>

特にESDを主導するユネスコの世界的な学校ネットワークであるユネスコ・スクール加盟校の増加を目指し、支援する。

対応

国内ユネスコ関係機関と協力したユネスコ活動普及事業の支援

- ・ESDの教育活動の推進と、ユネスコの世界的な学校ネットワークであるユネスコ・スクールの活用・発展

海外のユネスコ・スクール

海外との協同プログラムの実施

ユネスコ

大学

教材・カリキュラム開発・教員研修

国内ユネスコ・スクール

地域社会
(ユネスコ協会等)

地域ネットワーク構築

情報提供

・持続可能な社会のためのユネスコ科学プログラム連携推進事業
○横断的な取り組み方策を研究開発し、その成果を国内外の関係機関へ提供。

・持続可能な社会のための無形文化遺産保護推進事業
○次世代へ無形文化遺産を継承するための保護計画を策定

青少年の体験活動の推進

(前年度予算額 : 108,492千円)

24年度予定額 : 115,515千円

課題

要旨

背景

◆現状

- 青少年をめぐる様々な問題（ニート、ひきこもり、不登校など）
- 青少年の意欲やコミュニケーション能力、規範意識等の低下

◆原因

- 直接体験の不足（体を動かす体験、自然体験）
 - 「天気な木に登ったことがほとんどない子ども」 H10:43%→H21:52%
 - 「キャンプをほとんどしたことがない子ども」 H10:38%→H21:57%
- 生活習慣の乱れ（夜更かし、朝食欠食）
- 希薄な対人関係（保護者の関与が少ない、地域の大人の関与が少ない、仲間との接触が少ない）

青少年の体験活動の推進を図るために、家庭や企業などへ体験活動の理解を求めていくための普及啓発に取り組むとともに、自然体験活動の指導者養成を図る。また、防災教育の観点に立った体験活動を推進する。

○子ども・若者ビジョン（H22.7.23）

- ◇子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組（重点課題）
 - ・社会参加・体験活動等の能動的な活動の充実
- 教育振興基本計画（H20.7.1閣議決定）
 - ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり
 - ◇体験活動等の推進（特に重点的に取り組む事項）

○東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議（中間取りまとめ）

- ◇体験的に学ぶ防災教育の機会を設けることが必要

○青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会（中間取りまとめ）

- ◇体育館での宿泊等といった非常時の生活を想定した体験をする機会を設けることが必要

体験活動推進プロジェクト

① 全国的な普及啓発の実施

家庭や企業などへ体験活動の理解を求めていくための普及啓発を実施
・青少年の体験活動の必要性・重要性を広く家庭や社会に発信する。
・青少年の体験活動の推進に寄与する団体間の連携を図る。

② 自然体験活動指導者養成事業

自然体験活動の教育効果を高めるとともに、青少年が安全で安心に体験活動を行えるよう、その指導者を養成することにより、青少年の自然体験活動を推進。

③ 防災キャンプ推進事業（新規）

各地域において想定される災害や被災時の対応等の理解、学校等を避難所とした生活体験などの防災教育プログラムを実践する防災キャンプを実施することにより、防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進。

④ 全国青少年教育施設実態調査（新規）

青少年の体験活動の推進施策の企画立案等に資するため、公立・民間の青少年教育施設の設置状況等を調査。

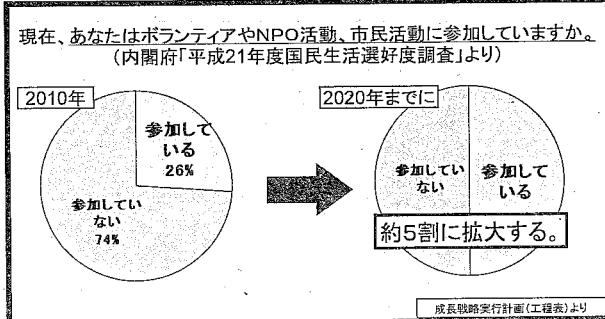
地域や家庭、企業の取組を促進し、多様な青少年の体験活動を一層推進

社会教育による地域の教育力強化プロジェクト

(前年度予算額 91百万円)
24年度予定額 82百万円

官だけではなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財、サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。
官が独占していた領域を「公」に開き、ともに支え合う仕組みを構築することを通じ、「新しい公共」への国民参加割合を26%（「平成21年度国民生活選好度調査」による）から約5割に拡大する。

【新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成22年6月18日閣議決定）】



- ◇55.6%が「地域の教育力が以前に比べて低下している」と回答（地域の教育力に関する実態調査）
- ◇地方自治体の社会教育関係の経費支出は毎年、前年比5%（教育費全体では年1～2%）の減少傾向（地方教育費調査）、社会教育主事数は約10年間で半減、など脆弱化する地方の社会教育体制では新たな課題解決の活動に取り組むことは困難。
- 国として、地域課題解決に役立つ、「新しい社会教育施設像」の提示や「効率的な仕組みづくり」等の実証が必要
- ◇全国の図書館のうち、「何らかの障害者サービスを実施しているのは39%（日本図書館協会調べ）
- ◇生涯学習を盛んにしていくため、国や都道府県は「施設サービスの充実（38.5%）」、「情報一元化提供など入手容易化（26.6%）」、「地域人材（コーディネーター）の育成（26.0%）」を行うことが必要と回答（生涯学習に関する世論調査）
- ◇他機関と連携事業を行う公民館は少なく、57.9%が今後は連携した事業の充実が必要と回答（全国公民館連合調べ）
- 社会教育施設における、あらゆる人に対するサービスの充実や、効果的ネットワーク化の推進、情報提供機能や相談体制の整備などにより、積極的に地域課題解決に関わることが必要

事業の概要



1. 地域の社会教育振興に関する相談・支援体制の整備

各地域で活躍する社会教育分野の実践活動者等を、社会教育アドバイザーとして委嘱し、情報収集・提供や振興方策の相談等を行うとともに、収集した情報を様々な機会を通して全国に発信する。

2. 社会教育による地域協働の仕組みづくり実証的共同研究

社会教育アドバイザーが参画し、様々な機関等が連携して、住民自らが地域課題を解決していく「仕組みづくり」のための調査研究を行い、地域が課題を解決する力の強化を図る。

社会教育による地域協働の仕組みづくりのための共同研究テーマを国が指定 ※5テーマ×3地域で実施

- ①環境保護
- ②人権擁護
- ③高齢者支援
- ④学校と地域の総合的な活性化
- ⑤地域における効果的なネットワーク化・人材養成手法の開発

成果：○地域課題解決に役立つ「新しい社会教育施設像」を提示
○地域課題解決の「効率的な仕組みづくり」を実証

「新しい公共」の実現に寄与